

質 問 回 答 書

業 務 名	令和3年度 砂防事業等調査委託(調査対象箇所抽出業務)	
質 問 箇 所	質問事項	回答
技術提案書 提出要請書 (3ページ) 1. (4)	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務は、数値標高モデル (DEM) やGISデータを用いた土砂災害警戒区域の抽出業務となっていますが、対象は土砂災害警戒区域のみが対象でしょうか。 (例えば、深層崩壊や土石流等の発生の恐れのある溪流・箇所等の抽出も含む) <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務は、数値標高モデル (DEM) 等、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害警戒区域等の指定の要件を満たす箇所の抽出業務が対象となっております。
技術提案書 提出要請書 (3ページ) 1. (4)	<ul style="list-style-type: none"> 区域設定で行う新規抽出は同種業務の対象となるのでしょうか。 <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数値標高モデル (DEM) 等、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害警戒区域等の指定の要件を満たす箇所の抽出業務が対象となっております。
公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示 (2ページ) 3. 1)	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務が「数値標高モデル (DEM) やGISデータを用いた土砂災害警戒区域の抽出業務」となっていますが、砂防基盤図作成及びこれを用いた土砂災害警戒区域の対象箇所の抽出及び区域設定は該当しますでしょうか。 <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月15日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務は、数値標高モデル (DEM) やGISデータ等を用いた土砂災害警戒区域の抽出業務が対象となっております。
「令和3年度砂防事業等調査委託(調査対象箇所抽出業務)」技術提案書提出要請書 (8ページ) 5. (1)	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書を特定するための評価基準のうち、配置予定技術者の経験及び能力について、各項目の最大点数が記載されていますが、細分の指定はありませんでしょうか。例えば、技術者資格等の項目で技術士とRCCMの点数に差が付けられていますでしょうか。 <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月15日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書を特定するための評価基準の各項目の最大点数は記載していますが、細分の公表は行っておりません。
技術提案書 提出要請書 (8ページ) 資格要件(技術者資格等)/判断基準の欄に記載されている「※1」	<ul style="list-style-type: none"> ※1の内容はどれを参照したらよいでしょうか? <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月15日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※1は誤植です。内容はございません。
技術提案書 提出要請書 (8ページ) 資格要件(技術者資格等)/判断基準の欄に記載されている①	<ul style="list-style-type: none"> ①技術士から博士まで、②RCCMが記載されていますが、資格に応じた評価の基準をどのように設定されていますか？(それとも一律の評価でしょうか?) <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月15日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書を特定するための評価基準の各項目の最大点数は記載していますが、細分の公表は行っておりません。
技術提案書 提出要請書 (8ページ) 地域精通度に関して	<ul style="list-style-type: none"> 「同種、類似または各分野別の業務実績」は、調査対象箇所が鹿児島県下であれば、国・鹿児島県・市町村からの受託業務は地域精通度として評価に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。 <p style="text-align: center;">(質問受付：令和3年6月16日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象箇所が鹿児島県下であれば、国・鹿児島県・市町村からの受託業務は地域精通度として評価に含まれます。